(事務連絡) 平成29年12月18日

各都道府県衛生主管部(局)御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医師臨床研修における「常に勤務する歯科医師」の解釈について(周知)

今般、歯科医師臨床研修における「常に勤務する歯科医師」の取扱いをめぐって疑義が生じているところである。これについての見解は下記のとおりであるので、十分御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いする。

記

「歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について(平成 17 年 6 月 28 日付け医政発第 0628012 号厚生労働省医政局長通知(別添))」において、「常に勤務する歯科医師とは、非常勤歯科医師も含め当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師をいうこと」とされている。ここでいう「当該施設で定めた歯科医師の勤務時間のすべてを勤務する歯科医師」とは、各臨床研修施設において常勤歯科医師の勤務時間として定められている時間のすべてを勤務する歯科医師であって、常勤歯科医師の勤務時間よりも短い時間勤務する歯科医師は含まれない。